

# 平成24年度 住民税の申告はお早めに!!

住民税（市・県民税）は、市民の皆様にご提供する各種サービスの大切な財源であり、その共通の経費を各人で負担し合う性格の税金です。

市では、今年も2月16日から申告会場を設けます。確定申告をする必要がない場合であっても、住民税の申告が必要となる場合がありますので、次の注意事項をご覧ください。期間内に申告をお願いします。

## 申告書の提出を要する人とは

- (1)平成24年1月1日現在、小松島市に住所を有する人
- (2)給与所得者で次に該当する人
  - ▼一定のところに勤務していない人、または勤務先から給与支払報告書の提出がない人
  - ▼給与所得以外に営業、農業、不動産、利子配当などの所得がある人
  - ▼2ヶ所以上の事業所から給与の支払を受けている人
  - ▼平成23年中に会社等を退職した人
  - ▼雑損、医療費、保険料、寄附金などの控除を受ける人
- (3)控除額の差などの理由により、所得税はかからなくても住民税がかかる場合は、住民税の申告が必要です。

## 申告の際に必要なもの

- ▼印かん（みとめ印）
- ▼事業所得等がある人は、帳簿類、収支内訳書
- ▼給与所得・公的年金等の所得がある人は、平成23年分の源泉徴収票
- ▼平成23年中に支払った社会保険料（健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など）の証明書または領収書  
なお、小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください。
- ▼平成23年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ▼医療費控除を受けられる人は、平成23年中に支払った医療費の領収書、保険等で補てんされる金額のわかる書類など（医療費は事前に集計しておいてください。）
- ▼寄附金控除を受けられる人は、住所地の共同募金会、日本赤十字社、都道府県または市町村に対して行った寄附金の領収書または被災地義援金などの領収書
- ▼確定申告により所得税の還付を受けられる人は、申告者本人の預貯金等の口座番号が分かるもの

## 住民税の申告

- 【申告会場】市役所4階 大会議室
- 【申告期間】2月16日(木)から3月15日(木)  
ただし、土・日を除く
- 【受付時間】午前8時30分から午後5時まで

## 申告書の提出を要しない人とは

- (1)平成24年1月1日現在、給与または公的年金等の支払いを受けている人で、前年中にそれ以外の所得がなかった人  
〔ただし、給与または年金の支払先から支払報告書の提出がない場合は申告が必要です。〕
- (2)税務署に確定申告（平成23年分）を提出した人や提出する人

## 公的年金の支払いのみを受けている人へ

- (1)昭和22年1月1日以前に生まれた人で、年金収入が148万円より多い人、または昭和22年1月2日以降に生まれた人で、年金収入が98万円より多い人のうち、住民税が課税されている人については、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除、医療費控除等の申告をすることにより、住民税が減少する場合があります。  
※均等割のみの課税の人は減少しない場合があります。
- (2)本年の税制改正により、公的年金等の収入額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告をする必要がなくなりました。なお、確定申告をする必要がない場合であっても、住民税については、控除等の申告が必要となる場合があります。

## 申告書自己作成コーナー

事業所得に係る収支内訳書および医療費控除等の申告書を自己作成するコーナーを設置いたします。

ご自身で申告書を作成することで、待ち時間解消および申告時間の短縮となります。ぜひご利用ください。



## 四国税理士会徳島支部による確定申告相談会

- 【相談会場】申告会場内
- 【相談期間】2月17日(金)から3月2日(金)  
ただし、2月23日(木)・土・日を除く
- 【受付時間】午前9時から午後3時まで

市税務課市民税担当（市役所1階 TEL 32・3821 / FAX 33・3401）